

せいそう 労働者 速報

2018年7月6日
No. 1124
東京清掃労働組合
企画・総務局

平成30年度給与改定（第2回）団体交渉

区長会から会計年度任用職員について

統一交渉事項提案がされる

7月6日（金）19時50分より平成30年度給与改定（第2回）団体交渉が行われ、区長会側より会計年度任用職員に係る統一交渉事項が提案されました。

現在の臨時又は非常勤職員は、単なる事務補助職員も特別職非常勤職員で任用されており、採用方法等が明確に定められていないため一般職非常勤職員としての任用となっていません。本来であれば、特別職非常勤職員は専門性が高い者（首長、議員、委員等）に限定されています。

昨年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が成立し、平成32年度から会計年度任用職員が導入されます。制度の導入に伴い、給料水準や支払う手当の種類、休暇制度の取扱い、採用方法などを決めていくことになります。非正規職員にとって正規職員と賃金・労働条件の格差が生じない制度にしなければなりません。

本年の賃金確定交渉で協議するうえで、会計年度任用職員の賃金・労働条件が引き下げられることのないよう本部交渉と、各区交渉に力を入れてがんばりましょう。



平成30年度給与改定（第2回）団体交渉

1. 日 時 2018年7月6日（金）19時50分から19時58分

2. 場 所 東京区政会館 205 会議室

3. 出席者

区長会：

鈴木副区長会会長（目黒区）、田中副区長会副会長（港区）、齊藤副区長会役員（中央区）、荒川副区長会役員（台東区）、桑村副区長会役員（品川）、齊藤副区長会役員（豊島区）、長谷川副区長会役員（足立区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：藤田人事企画部長（特人厚）、伊藤調査課長（特人厚）、
藤野勤労課長（特人厚）、広瀬副参事（特人厚）

清掃労組：

染中央執行委員長、坂本副中央執行委員長、多田副中央執行委員長、中里書記長、田口書記次長、渡辺常任中央執行委員、坂部常任中央執行委員、江森常任中央執行委員、森田常任中央執行委員

4. 議事録

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

昨年5月に、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が成立して以降、私どもは、会計年度任用職員制度の導入に係る論点整理や、各特別区に対する個別調査を実施してまいりました。

その後、皆さんとは、これらの結果を踏まえ、会計年度任用職員制度に関する統一交渉事項について、精力的に協議を重ねてまいりました。本日は、この間の皆さんとの協議を踏まえて、会計年度任用職員制度に関する統一交渉事項を決定してまいりたいと考えております。

それでは、まず、任用に関する事項について申し上げます。

会計年度任用職員の職種及び採用における採用資格基準については、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

次に、給与等に関する事項について申し上げます。

第1に、給料表及び給料の調整額について申し上げます。

まず、給料表の適用範囲については、職種の整理に基づき、常勤職員のいずれかの給料表を適用することを念頭に置いた検討をしておりますので、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

次に、給料の調整額については、現在、常勤職員に支給しておりませんが、この先、支給する場合には、統一交渉により決定することとなります。このことを踏まえると、会計年度任用職員に対する給料の調整額についても、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

第2に、給料・報酬額の決定について申し上げます。

給料・報酬額については、先ほど申し上げた給料表の適用範囲の考え方に基づき決定することを検討しており、統一交渉事項としてまいりたいと考えておりますが、個々の会計年度任用職員の給料・報酬額については、各区において決定するものと考えております。

第3に、休職者給与・報酬について申し上げます。

会計年度任用職員が心身の故障のため、長期の休養を要する場合や刑事事件に関し起訴された場合などには、その意に反して休職することができることとなります。

常勤職員の取扱いを踏まえると、会計年度任用職員の休職者給与・報酬についても、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

第4に、諸手当について申し上げます。

フルタイムの会計年度任用職員には、時間外勤務手当や期末手当を始めとする一定の手当を支給できるとされております。

また、パートタイムの会計年度任用職員には、期末手当を支給できるとされております。

私どもといたしましては、会計年度任用職員の特殊勤務手当、特地勤務手当、寒冷地手当、宿日直手当及び通勤手当を除く諸手当については、常勤職員の取扱いを踏まえ、その種類、支給対象、基礎となる給与等の種類、支給額・率、そして、支給方法について、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

また、パートタイムの会計年度任用職員に手当相当額として支給する報酬についても、フルタイムの会計年度任用職員に係る手当に準じて、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

第5に、退職手当について申し上げます。

フルタイムの会計年度任用職員には、退職手当を支給することができるかとされております。

私どもといたしましては、会計年度任用職員の退職手当については、常勤職員の取扱いを踏まえ、その支給対象、支給率、そして、在職期間の取扱いについて、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

最後に、その他の事項として、勤務時間について申し上げます。

常勤職員の勤務時間について統一交渉により決定することとなっていることを踏まえると、会計年度任用職員の勤務時間についても、常勤職員の勤務時間を基準に、統一交渉事項としてまいりたいと考えております。

なお、ただいま申し上げた統一交渉事項以外の事項については、各区において交渉するものと考えております。

詳細は、「会計年度任用職員に係る共通基準（案）」のとおりです。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、会計年度任用職員制度に関する統一交渉事項について、皆さん方の考え方を伺いました。この間の皆さん方との協議における私どもの主張を一定程度受け止めた内容となっております。

現在、多くの地方自治体で臨時・非常勤職員は恒常的な業務に就き、事

業の重要な担い手となっています。しかし、賃金が低く抑えられるなど、いわゆる「官製ワーキングプア」と言われる状況におかれています。これを受けて地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度の導入が決定されました。

総務省の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」では、「改正法により、会計年度任用職員が一般職の地方公務員として明確に整理されたことから、新地方公務員法第24条が適用」になるとし、「新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域、地域の民間企業において同一又は類似の職種がある場合には、その労働者の給与水準の状況等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定することが必要」としています。

このことは、政府が進める「同一労働同一賃金」の考え方に沿った、正規職員と非正規職員の賃金格差の解消につながるものと言えます。

会計年度任用職員制度の導入については、行政機関である地方自治体としての事業を住民本位で守り、発展させていくためにも、「官製ワーキングプア」を拡大しない十分な協議を求めます。

私どもとしては、本日、皆さん方から示された統一交渉事項により、本年の賃金確定交渉に臨んでいくことに、異論はありません。

〈当局〉

ただいま、会計年度任用職員制度に関する統一交渉事項について、皆さんと合意に至りました。今後、所定の手続を経た上で、皆さんと具体の協議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会計年度任用職員に係る共通基準(案)

区分	項目	共通基準の範囲
任用	1 職種	職種
	2 採用	(1) 採用資格基準 (2) 条件付採用の期間の延長に関する基準
給与等	3 給料表及び給料の調整額	(1) 給料表(適用範囲) (2) 給料の調整額(適用範囲、率、金額)
	4 給料・報酬額の決定	決定基準
	5 休職者給与・報酬	(1) 休職事由 (2) 支給期間 (3) 基礎となる給与等の種類 (4) 支給率
	6 諸手当 (特殊勤務手当、特地勤務手当、 寒冷地手当、宿日直手当、通勤 手当を除く)	(1) 種類 (2) 支給対象 (3) 基礎となる給与等の種類 (4) 支給額・率 (5) 支給方法
	7 退職手当	(1) 支給対象 (2) 支給率 (3) 在職期間の取扱い
その他	8 勤務時間	1週につき38時間45分を超えない範囲